

報第45号

専決処分報告について

(賃貸借契約物件の滅失による損害賠償額の決定について)

賃貸借契約物件の滅失による損害賠償額の決定について、別紙のとおり専決処分したので、報告する。

令和5年(2023年)12月12日提出

柏崎市長 櫻井雅浩

専第 20 号

賃貸借契約物件の滅失による損害賠償額の決定について

本市が賃貸借契約に基づき賃借した物件を滅失したことに關し、下記のとおり和解し、損害賠償額を定めるものとする。

以上地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により専決処分する。

令和 5 年（2023 年）12 月 6 日

柏崎市長 櫻井 雅 浩

記

相手方の住所及び氏名	和解条件	損害賠償額
(記載削除)	柏崎市は、相手方の資産の被害総額（15,000 円）のうち、100 パーセント相当額を損害賠償額として相手方に支払うものとする。	円 15,000